

別府市クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症による健康被害の防止を目的とし、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できることとなりました。（気候変動適応法第21条）

別府市では、熱中症による健康被害を防止し、市民等の生命と健康を守るため、市内の公共施設と民間施設におけるクーリングシェルターとしての利用を推進しています。つきましては、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

(運用期間)

- 2 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(申込資格)

- 3 申込資格は、クーリングシェルターの趣旨に賛同し、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。
 - (1) 冷房設備を適切に管理できること
 - (2) 大分県内に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されたときは、施設を市民等に開放できること（開放できる日及び時間帯は各施設の実情による）
※熱中症特別警戒情報が発表されていない場合であっても、常時または「熱中症警戒情報」の発表等の状況に応じて、クーリングシェルターとして指定された施設を開放できるものとします
 - (3) あらかじめ定める受け入れ可能人数（3人以上）に応じた、適切な空間を確保できること
 - (4) 施設内または付近に飲料を提供できる設備（自動販売機等）があること
 - (5) 施設の情報を市公式ホームページ等で公表できること

(物資の配布、情報の提供)

- 4 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資及び情報の提供を行います。
 - (1) クーリングシェルターである旨を表示したのぼり又はポスターの貸与
 - (2) 熱中症予防に関する啓発資料
 - (3) 熱中症特別警戒情報が発表(前日)されましたら、電子メールにてお知らせします。
メール配信サービスへの登録をお願いいたします。

(実施内容)

- 5 クーリングシェルターは、市民等の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1) 施設の出入口等、見やすい場所へのぼり又はポスターの掲示
 - (2) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
 - (3) 利用者の熱中症予防のための飲食を可能とする

- (4) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合のみ）
及び利用者のうち、熱中症による体調不良者への対応（施設で定めている方法による）
- (5) 運用期間中、市が提供した啓発資料を適当な場所へ配置（できる範囲で可）

（申込期間）

6 随時受付します。

（申込方法）

7 別紙申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、生活環境課へ提出してください。

（提出後の流れ）

8 申込書提出後の流れは、以下のとおりとなります。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定書締結（締結式は実施しません）
- (3) クーリングシェルターの運用開始
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表

（その他）

9 上記で定める以外の事項は下記のとおりとなります。

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (2) クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。
- (3) クーリングシェルターの利用者が施設等に損害を与えた場合、市は損害賠償の責任を負いません。
- (4) 施設情報の変更又は指定を取り下げる場合は届け出をお願いいたします。



（申込み・問い合わせ先）

〒874-8511 別府市上野口町1番15号
別府市市民福祉部 生活環境課 環境企画係
TEL：0977-21-1134
FAX：0977-21-1105
E-mail：env-le@city.beppu.lg.jp